# 令和７年度　第６回　浜松市中央区協議会西地域分科会

日時：令和７年９月１７日（水）
午後１時３０分 ～ ３時（予定）
会場：舞阪支所　１階 ホール

## 次　　第

１　開会

２　会長あいさつ

３　区長あいさつ

４　議事

（１）【諮問事項第１号】令和８年度中央区役所費（西地域分）の予算要求の概要について　☞ 資料A(P.２１)

（２）【協議事項第６号】中央区協議会（西地域分科会）推薦会委員の選任について　☞ 資料１(P.１)

（３）【協議事項第７号】追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて　☞ 資料２(P.７)

５　お知らせ

・まちを元気に！出張市長室（浜松市政を語る会）について

６　地域課題の意見交換

（１）ノーマライゼーションについて　☞ 資料３(P.１５)　資料B(P.２９)
【令和６年度 地域課題（まとめ）】 P.15

（２）地域の魅力と地域の課題を語ろう！　☞ 資料４(P.１９)　資料C(P.３１)
【令和６年度 地域課題（まとめ）】 P.11

７　閉会

資料１

第９号様式

# 区　協　議　会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区　　分 | □諮問事項　■協議事項　□報告事項 | | | | |
| 件　　名 | 中央区協議会（西地域分科会）推薦会委員の選任について | | | | |
| 事業の概要<br>（背景、経緯、<br>現状、課題等） | ○背景<br>中央区協議会（西地域分科会）委員の任期が、令和８年３月 31 日をもって満了することに伴い、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第３条第１項の規定に基づき、中央区協議会（西地域分科会）推薦会を設置する。<br><br>○経緯<br>令和７年８月６日、第５回中央区協議会（西地域分科会）において、「中央区協議会（西地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱」を制定した。 | | | | |
| 対象の区協議会 | 中央区協議会（西地域分科会） | | | | |
| 内　　容 | 「中央区協議会（西地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱」第２条第２項の規定に基づき、中央区協議会（西地域分科会）推薦会委員の選任について協議するもの。<br><br>＜中央区協議会（西地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱【抜粋】＞<br><br>第２条　推薦会は、中央区協議会（西地域分科会）（以下、「地域分科会」という。）委員５人以内で組織する。<br>２　推薦会委員は、地域分科会の指名に基づき選任する。<br>３　委員の任期は、推薦会設置の日から、令和８年３月３１日までとする。<br>４　推薦会委員は条例施行規則第２条第２項の規定による公募に応募することができない。 | | | | |
| 備　考<br>（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など） | | | | | |
| 担当課 | 西行政センター | 担当者 | 鈴木　三男 | 電話 | 597-1112 |

## 中央区協議会（西地域分科会）推薦会委員名簿（案）

**推薦会委員**（五十音順）

| 氏　　名 | 所　属　団　体 | 備　考 |
|---|---|---|
| 五十川　　智　子 | 一般社団法人　ここみ | ２期目 |
| 片　山　　幸　一 | 舞阪地区自治会連合会 | ２期目 |
| 加　藤　　一　正 | 浜松市スポーツ推進委員連絡協議会<br>西委員会 | ２期目 |
| 河　瀬　　俊　夫 | 雄踏地区自治会連合会 | ２期目 |
| 田　澤　　健　司 | 浜松市中央区保護司会西支部 | ２期目 |

浜松市中央区協議会西地域分科会委員名簿

令和7年6月1日

| No. | 氏　　名 | ふ り が な | 推薦の方法 | 所　　属　　団　　体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 渥美　香由里 | あつみ　かゆり | 団体推薦 | 中央区西民生委員児童委員協議会 | １期目 |
| 2 | 荒熊　由美子 | あらくま　ゆみこ | 団体推薦 | 浜松市人権擁護委員連絡協議会 | １期目（R7.5月1日から） |
| 3 | 井嶋　誠 | いしま　まこと | 団体推薦 | 神久呂地区自治会連合会 | １期目<br>（令和７年度から） |
| 4 | 五十川　智子 | いそがわ　ともこ | 団体推薦 | 一般社団法人　ここみ | ２期目 |
| 5 | 片山　幸一 | かたやま　こういち | 団体推薦 | 舞阪地区自治会連合会 | ２期目 |
| 6 | 加藤　一正 | かとう　かずまさ | 団体推薦 | 浜松市スポーツ推進委員連絡協議会西委員会 | ２期目 |
| 7 | 河瀬　俊夫 | かわせ　としお | 団体推薦 | 雄踏地区自治会連合会 | ２期目 |
| 8 | 桔川　省悟 | きっかわ　しょうご | 団体推薦 | 庄内地区自治会連合会 | １期目<br>（令和７年度から） |
| 9 | 新村　理恵 | しんむら　りえ | 団体推薦 | 神久呂地区自治会連合会 | １期目<br>（令和７年度から） |
| 10 | 鈴木　かおり | すずき　かおり | 団体推薦 | 篠原地区自治会連合会 | １期目 |
| 11 | 鈴木　幸子 | すずき　さちこ | 団体推薦 | 入野地区自治会連合会 | １期目 |
| 12 | 田澤　健司 | たざわ　けんじ | 団体推薦 | 浜松市中央区保護司会西支部 | ２期目<br>会長 |
| 13 | 寺田　佐千代 | てらだ　さちよ | 団体推薦 | 和地地区自治会連合会 | １期目 |
| 14 | 徳田　嘉彦 | とくだ　よしひこ | 団体推薦 | 浜名商工会 | ２期目 |
| 15 | 中野　幸枝 | なかの　ゆきえ | 団体推薦 | 伊佐見地区自治会連合会 | １期目<br>副会長 |
| 16 | 中村　久実 | なかむら　くみ | 団体推薦 | とぴあ浜松農業協同組合 | １期目 |
| 17 | 中村　重男 | なかむら　しげお | 公　　募 | 公募 | ２期目 |
| 18 | 袴田　多惠子 | はかまた　たえこ | 団体推薦 | 庄内地区自治会連合会 | １期目 |
| 19 | 浜井　卓男 | はまい　たくお | 団体推薦 | 和地コミュニティ協議会 | １期目 |
| 20 | 御室　福二 | みむろ　ふくじ | 団体推薦 | 入野地区コミュニティ協議会 | １期目（R7.1月1日から） |
| 21 | 宮﨑　美恵 | みやざき　みえ | 団体推薦 | 雄踏地区自治会連合会 | １期目<br>（令和６年度から） |
| 22 | 宮原　信一 | みやはら　しんいち | 団体推薦 | 浜名漁業協同組合 | １期目（R7.8月1日から） |
| 23 | 宮本　一彦 | みやもと　かずひこ | 団体推薦 | 伊佐見地区自治会連合会 | １期目 |
| 24 | 村上　ひろみ | むらかみ　ひろみ | 団体推薦 | 舞阪地区自治会連合会 | １期目 |
| 25 | 森下　晃司 | もりした　こうじ | 団体推薦 | 篠原地区自治会連合会 | １期目<br>（令和６年度から） |

資料２

第９号様式

# 区　協　議　会

| | |
|---|---|
| 区　　分 | □諮問事項　　■協議事項　　□報告事項 |
| 件　　名 | 追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて |
| 事業の概要<br>（背景、経緯、現状、課題等） | ・令和７年度のパブリック・コメントについて、地域分科会で協議したうえで、取扱いを決定することになった（令和７年２月７日 代表会)。<br>・保健総務課の「浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（案)」について、区協議会での取扱いについて協議するもの。<br>パブコメの運用区分<br>①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。<br>ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。<br>②実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合<br>③区協議会から求められた場合 |
| 対象の区協議会 | 中央区協議会（西地域分科会） |
| 内　　容 | **１ パブコメ（追加分（１件））の概要**<br>別紙１令和７年度追加パブリック・コメント一覧表のとおり<br><br>**２ 協議事項**<br>上記パブコメ案件について、パブコメ実施担当課（以下、「実施担当課」と表記）からの説明を求めることについて協議するもの。(パブコメ運用区分③)<br>なお、同一区内の地域分科会で取扱いが一致しない場合は、別紙２の運用ルールに基づき取扱いを決定します。<br>（運用ルールは代表会にて決定済）<br><br>**３ 今後スケジュール**<br>９月：追加分のパブコメの取扱い（実施担当課による説明又は資料配付）を協議<br>別紙２に基づき追加パブコメの取扱いを決定<br>10 月以降：実施担当課は上記決定にもとづき、区協議会での説明又は資料配付 |
| 備　考<br>（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など） | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 担当課 | 西行政センター | 担当者 | 鈴木　三男 | 電話 | 597-1112 |

別紙１

# 令和７年度追加パブリック・コメント一覧表

| No. | ①件名 | ②担当課 | ③意見募集期間 | ④結果等公表 | ⑤実施（施行） | ⑥対象地域 | ※QRコード | ⑧担当課による説明 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 説明の有無 | 中央 | 中 | 東 | 西 | 南 |
| 4 | 【改定】<br>浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（案） | 保健総務課 | 令和8年3月～4月 | 令和8年6月 | 令和8年6月 | 市全域 | 政策概要<br>現行計画 | | － | － | － | － | － |
| | ⑦概要 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示す。新型コロナウイルス感染症対応時の経験を踏まえた政府及び県行動計画の全面改定を受け、市行動計画を改定するもの。<br>※QRコードを読み取ることで市HPにて政策の概要や現行の計画（PDF版）を閲覧できます。 | | | | | | | | | | | |

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

**フローチャート**

別紙２

※資料配付の考え方

・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。

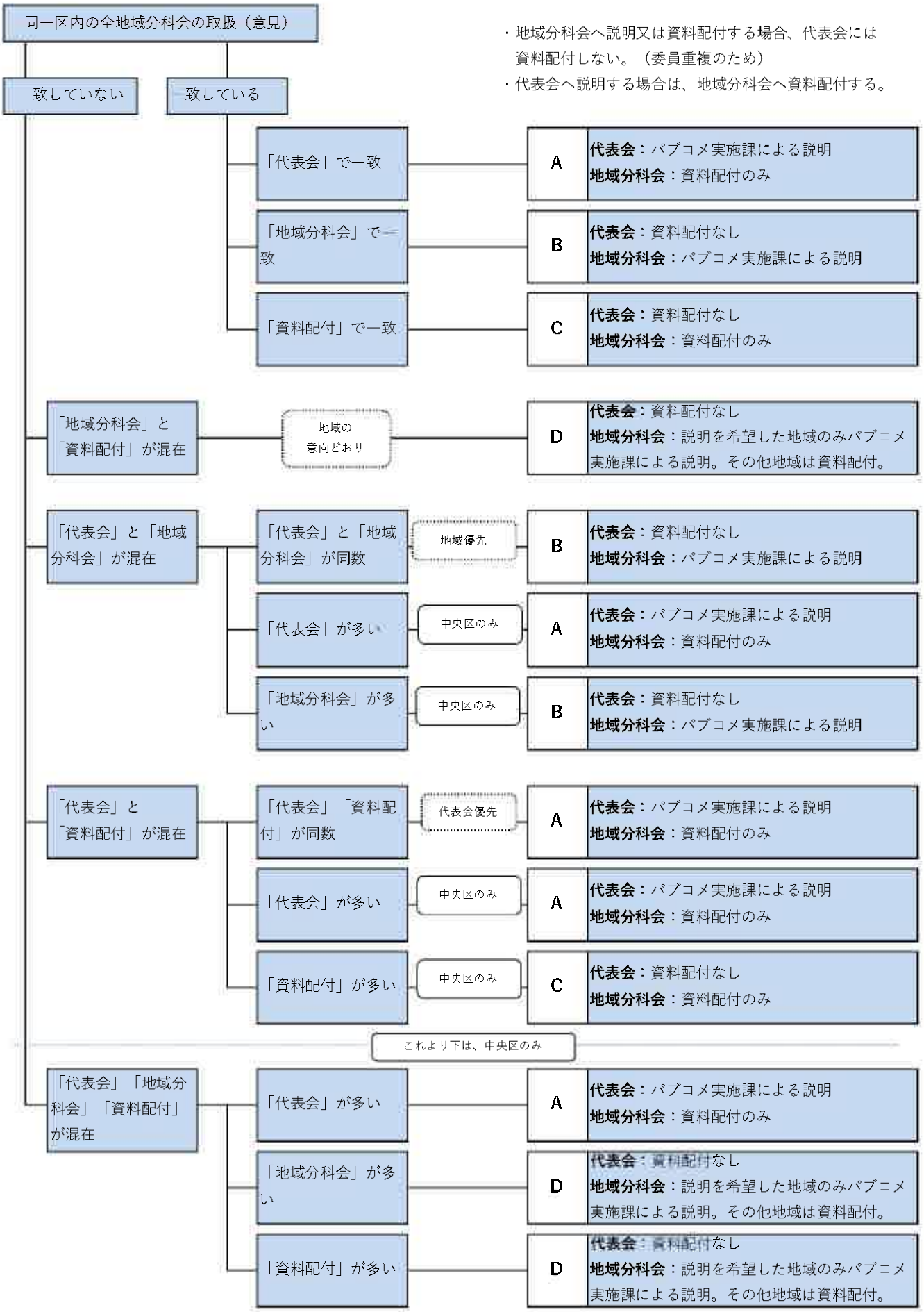

# 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

## 1 経緯

- **浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画は**、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものとして、平成26年に策定**した。
- 今般、**新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ**、令和6年7月に政府行動計画、令和7年3月に静岡県行動計画が全面改定されたことを受け、**市行動計画の改定を行う**。

## 2 改定内容等

- 政府行動及び県行動計画に基づき、市町村行動計画作成の手引き(静岡県版)を参考に改定する。
- 平時の準備に関する記載を充実し、特措法に基づく訓練の実施等を規定。
- 改定にあたっては、市感染症予防計画、市保健所健康危機対処計画(感染症編)との整合を図る。
  ＊主な改定内容は、右表のとおり。

| 記載項目 | 現　行 | 改定後 |
|---|---|---|
| 対象疾患 | 新型インフルエンザが主な対象 | **新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に**記載を充実 |
| 発生段階 | **未発生期**→海外発生期→国内発生早期→国内感染期→小康期 | **準備期**→初動期→対応期<br>**＊準備期の取り組みを充実** |
| 対策項目 | **6項目**<br>①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定確保 | **13項目**　＊下線は、新規追加項目<br>①実施体制、②情報収集**・分析**、③サーベイランス、④情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**、⑤**水際対策**、⑥まん延防止、⑦**ワクチン**、⑧医療、⑨**治療薬・治療法**、⑩**検査**、⑪**保健**、⑫**物資**、⑬市民生活・市民経済の安定の確保 |

## 3 スケジュール

令和8年3月～4月頃　パブリックコメントの実施
令和8年6月頃　浜松市行動計画改定

R7.8.21保健総務課

（「令和６年度　地域課題（まとめ）」から抜粋し、再掲）

資料３

| No. | 8 | 提案委員氏名 | 中村　重男 |
|---|---|---|---|
| 1 | 「地域課題」 | | |

【１：地域課題➧ノーマライゼーション】

老若男女の全ての浜松市民が，未来永劫に平穏な生活が実現出来る事が約束され，全ての市民が【ノーマライゼーション】日々平等な生活が出来る，日本一幸福な市を目指しましょう

学校給食のある期間中における，子どもの一日の標準的な食事時間（学校給食を含む）について，「２回以下」と回答した子どもの割合は１２．７％。これに対し，「学校給食のない夏休み期間中における，子どもの１日の評産準的な食事回数」では，３倍以上増え，４２，９％が「２回以下」と回答している。そのうち，「１回」と回答した人の割合に着目すると，学校給食のある期間の０．４％に対して，長期休み期間中における，子どもの１日の標準的な食事回数」では３倍以上増え，４２．９％が「２回以下」と回答しました。１２％以上存在，夏休みになると４０％以上大幅に増加をするのです。＊残念ですが，本当に来てほしい子どもたちは，子ども食堂へいけないのが現実です。

約２万人の医療的ケア児がいるとされ，全国の公立特別支援学校には６千６７４人の「医ケア児」が在籍し，うち３３８人は保護者が付き添いをしているとされ，学校では黒子に徹し，存在を消すように言われ，現在も肩身の狭い不自由な想いをして，日常生活を送っている保護者・子どもが，今も多数存在しているのです。

♥不都合な真実を紹介☞【５４年目の証言☞優生保護法のもと行われた強制不妊手術】

戦後，「優生保護法」（１９４８年（昭和２３年）～１９９６年（平成８年）という法律のもとで，障害者が子どもを産むことを制限してきました。目的は，「不良な子孫を防止する」こと。知的障害や精神障害の子どもを産まないよう，優生手術と呼ばれる不妊手術を認めていたのです。

１９４８年（昭和２３年）から１９９６年（平成８年）の４９年間に，母体保護目的のものを含めて実施された不妊手術は８４万５０００件に上がり，そのうち本人の同意を必要としない強制的な優生手術は１万６０００件以上で，その７割は女性への手術でした。

なぜこうした手術が行われていたのか。その始まりは１９４０年（昭和１５年）戦争に向けた国力増強のため，「国民優生法」が成立します。「優生思想」という考えのもと，当時，遺伝すると考えられた障害や病気のある人に不妊手術を促し，国民の質を高めようとしたのです。

その考えは戦後，「優生保護法」にも引き継がれます。敗戦からの復興を目指すなか，「不良な子孫の出生を防止する」目的で不妊手術が行われました。

さらに,高度経済成長期になると,国は高い生産性を実現する為に「人口資質の向上」を目標に掲げ,当時の厚生省は「人口構成において,欠陥者の比率を減らし,優秀者の比率を増すように配慮する事は,国民の総合的能力向上のための基本的要請である」と決議を出しています。

国内外での批判が高まり,ようやく優生保護法が改正されたのは,１９９６年(平成８年)のことです。

【ノーマライゼーションとは】

我々に課されている責任は,全ての国民が永遠に差別や上下関係も無い平等な生活ができる「ノーマライゼーション」の精神をもって未来に渡り実践していくことです。ノーマライゼーション(normalization)は英語で,「正常化」「標準化」という意味を持っており,特別に行われていたものを均一にして当たり前にするという発想を含んだ言葉です。

そこから転じて,「障害のある方、高齢者といった社会的弱者を特別視することなく、若者、女性、男性も誰もが同じ社会の一員として平等に生活が出来る社会を目指していこう」という考え方からすべての人が社会の一員として平等に生きるために不可欠な考え方が「ノーマライゼーション」という概念です。【みんな同じでなくてもいいのです,個性を尊重する社会を創造しましょう】

日本でのノーマライゼーションの取り組みの一例として,内閣府の「７か年戦略1966年から2002年があります。

【ノーマライゼーションの８つの原理】

◆1日ノーマルなリズム
◆一週間のノーマルなリズム
◆一年間のノーマルなリズム
◆ライフサイクルでのノーマルな経験
◆ノーマルな要求の尊重
◆異性との生活
◆ノーマルな生活水準
◆ノーマルな環境水準

現在の時代背景は,古来より日本には「結・舫い」誕生から人生を終えるまで人生の行事・文化を地域の住民が自然に助け合う素晴らしい歴史『結・舫い』文化,付き合いが在ったのです,昭和の時代までは,『冠婚葬祭等の人生行事活動』は地域社会の助け合い『結・舫い』で済まされていたのでいたのですが，いつの間にか，殆どの人生行事『冠婚葬祭等』が社会経済活動に組み込まれて,『＊＊の沙汰も＊次第』と,「静かに休む事」も大変な時代になっています。

浜松市民の全てが、ノーマライゼーションを正しく理解をして正しく社会サポートを目指すことを願っております。

| 2 | 他の委員への依頼したいこと |
|---|---|

◆各委員の，【ノーマライゼーション】についてお考えを聞かせて下さい。
◆日本古来の「結・舫い」について考えてみてください。

| 3 | 行政から情報提供を求めたいこと |
|---|---|

| 4 | 提案など |
|---|---|

私には，議題に対する解決対策の答えが見つかりません，皆様の協力を宜しくお願い致します。
この地域課題についての解決方法のご検討を宜しくお願い致します。

（「令和６年度　地域課題（まとめ）」から抜粋し、再掲）

資料４

| No. | 6 | 提案委員氏名 | 中野　幸枝 |
|---|---|---|---|

## 1　「地域課題」

タイトル　：「地域の魅力と地域の課題を語ろう！」

背景(根拠)：地域課題は各分野に潜んでいるが、特に年代により目線にそれぞれ違いがでてくるように思われる。
一度、幅広い世代の意見を聞く機会があれば面白く意外性のある成果(課題)が生まれてくるだろう。
『地域のもってる良いところ、足りないところ』と、サブタイトルとすれば、課題発掘できるのでないか！

成果　：共生社会は情報の共有からであり、即解決することよりできるだけ多くの人とゆっくり議論をする事が大事である気づきの創出が生まれる。
「地域課題」という言葉は難しいが、皆で話せば「あ～そうだ！」と気づかされる。
地域で個人発言する場は多々あるが、言いだしにくいし、小人数制でゆっくり時間をかけて、即解決できなくても意見を述べ合うことが必要です（イベントで即解決している姿勢が気になります)。

## 2　他の委員への依頼したいこと

このような試みをされた情報があれば伺いたいです

## 3　行政から情報提供を求めたいこと

上記と同じ

## 4　提案など

具体的手段（方法）の例

対象者
- 地域内の中学校と高校生
- 地域内で活動されている団体やグループ
- 興味ある個人の方

| | |
|---|---|
| 方法 | ① グループ毎で各自のプレゼンを討議する<br>・サブタイトルについて各個人が用紙記入する<br>・グループ内で各自発表し皆で自分事として意見を述べ、「 地域課題 」として大事な案件をとりあげ、プレゼンできるように皆で仕上げる<br>② グループ内で仕上げたプレゼン書を全体で発表し合う |

資料 A

第９号様式

# 区　協　議　会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 区　　分 | ■諮問事項　　□協議事項　　□報告事項 | | | | |
| 件　　名 | 令和８年度中央区役所費（西地域分）予算要求の概要について | | | | |
| 事業の概要<br>（背景、経緯、<br>現状、課題等） | ・本市では、平成 25 年度当初予算以降、全ての事業を点検・見直し、歳出の重点化を図ることを目的に全件査定により予算を編成してきた。<br>・地方創生、人口減少対策などに施策を総動員し、総合力で取組んでいくため、各部区局の権限と責任のもと、財源を意識した施策展開が必要であることから、令和８年度当初予算から「財源配分方式」を導入する。<br>・「財源配分方式」においては、限られた財源を各部区局に配分し、各部区局は配分額の範囲で予算要求を行う。 | | | | |
| 対象の区協議会 | 中央区協議会（西地域分科会） | | | | |
| 内　　容 | 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第３項第１号に基づき、令和８年度中央区役所費（西地域分）の予算要求の概要について諮問するもの。<br><br>区協議会への諮問については、「財源配分方式」による区役所費の配分額が示されるスケジュールに合わせて、次のとおり段階を経て行う。<br>（9 月）<br>・新規、臨時事業や主な事業のほか、廃止する事業など、令和７年度予算との変更点について説明<br>（10 月）<br>・配分額に基づく予算要求額や、９月に区協議会からいただいた意見への対応について、改めて説明<br>・予算編成について当日答申をいただく | | | | |
| 備　考<br>（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など） | 令和７年 10 月　１日：答申<br>令和７年 10 月 31 日：財政課へ予算要求<br>令和８年　３月 30 日：令和８年度当初予算案の概要について報告 | | | | |
| 担当課 | 西行政センター | 担当者 | 鈴木　三男 | 電話 | 597-1112 |

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第８号様式

浜市協第 97-1 号

令和７年９月５日

中央区協議会　様

浜松市長　中野　祐介

区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第１１条第３項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

１　諮問内容　　別紙第９号様式のとおり

２　答申期限　　別紙第９号様式に記載された期限のとおり

# 令和8年度　中央区役所費（西地域分）　予算要求の概要（案）

（千円）

| 事　業 | R8年度<br>A<br>（見込） | R7年度<br>B<br>（当初） | 増減<br>A-B | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|---|
| 中央区役所費（西地域分） | | 265,754 | | 人件費を除く |
| 1 区管理運営事業<br>【区役所の運営や各行政センター庁舎、公有財産及び公用自動車の維持管理に要する経費】 個別・財源 | | 84,300 | | (1)区役所等運営事業<br>(2)公有財産維持管理事業<br>・市有地除草・樹木剪定業務<br>（市有地に対する市民の要望によるもの）<br>(3)庁舎維持管理事業<br>・庁舎老朽化による緊急修繕費等<br>(4)公用自動車管理事業 |
| 2 協働センター等運営事業<br>【協働センターの管理運営に要する経費】 個別・財源 | | 91,215 | | ・協働センター庁舎維持にかかる修繕等<br>・備品購入 |
| 3 地区コミュニティ協議会事業<br>【地区コミュニティ協議会の運営支援に要する経費】 財源 | | 400 | | |
| 4 区協議会運営事業<br>【区協議会の開催に要する経費】 財源 | | 271 | | |
| 5 地域力向上事業 財源<br>【市民協働の理念のもと地域課題の解決による地域力の向上に向けた助成事業等の実施に要する経費】 | | 14,791 | | ※別紙参照 |
| 6 行政連絡事業 財源<br>【地域住民に市政情報を配布及び回覧することに要する経費】 | | 43,230 | | |
| 7 自治会振興事業<br>【自治会集会所整備、防犯灯設置維持管理への助成に要する経費】 個別・財源 | | 27,282 | | (1)自治会集会所整備費助成事業（補助金）<br>新築1件、改修2件<br>(2)防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金）<br>・設置費補助金<br>・維持管理費補助金（電気料、補修費） |
| 8 浜名湖うなぎまつり開催事業<br>【浜名湖うなぎまつりの開催に対する負担金等】 財源 | | 4,217 | | |
| 9 区役所デジタル運営経費<br>【デジタル関連事業に要する経費】 財源 | | 48 | | |

別紙

# 令和8年度地域力向上事業（西地域分）　予算要求の概要（案）

単位：千円

【助成事業】
市民協働の理念のもと、市民提案やアイデアを基に実行する事業に対する補助金

| | R8年度(見込)A | R7年度(当初)B | 増減 A-B |
|---|---|---|---|
| 市民協働による住みよい地域づくり助成事業(補助金) | | 3,000 | |

【区民活動・文化振興事業】
市民協働の観点を取り入れた、地域の活性化に要する経費

| | 事業 | R8年度(見込)A | R7年度(当初)B | 増減 A-B |
|---|---|---|---|---|
| 1 | （継続）舞阪えんばい朝市開催事業（舞阪支所）<br>・地元水産加工業者などによる水産物や地場産品を販売するイベント | | 1,000 | |
| 2 | （継続）おいしい舞阪まるごと体験フェア（舞阪支所）<br>・舞阪地区をはじめとする西地域の特産品に直接触れることができる体験型イベント | | 3,500 | |
| 3 | （継続）はまなこ夏フェスタ（西行政センター）<br>・弁天島海浜公園の弁天島花火大会および海開きにあわせて実施するステージイベントなど | | 2,000 | |
| 4 | （継続）雄踏歌舞伎保存継承事業（西行政センター）<br>・子ども歌舞伎教室、定期公演、雄踏歌舞伎の普及 | | 1,600 | |
| 5 | （継続）重要文化財「中村家住宅」活用事業（西行政センター）<br>・中、高校生の部活動発表の場、雄踏地区で活動している人や団体の活動紹介の場として中村家住宅を活用するための事業 | | 380 | |
| 6 | （継続）海の子と山の子の地域間交流事業（庄内協働センター）<br>・庄内地区と長野県箕輪町の子どもたちを対象とした地域間交流のための事業 | | 311 | |
| | | | 8,791 | |

【区課題解決事業】
市民協働の観点を取り入れた、区内の課題解決に要する経費

| | 事業 | R8年度(見込)A | R7年度(当初)B | 増減 A-B |
|---|---|---|---|---|
| 7 | （継続）表浜防風林再生事業（舞阪支所）<br>・表浜防風林を再生するための事業 | | 882 | |
| 8 | （ゼロ予算事業として事業実施）<br>みんなが住みよい西地域セミナー事業（西行政センター）<br>・ユニバーサルデザインの普及啓発活動を実施するための事業 | 0 | 42 | △ 42 |
| 9 | （中央区役所として集約）<br>西地域交通安全啓発事業（西行政センター）<br>・西地域交通安全啓発イベント等開催のための事業 | 0 | 776 | △ 776 |
| 10 | （本庁事業を活用して実施）<br>健康寿命延伸啓発事業（中央健康づくりセンター）<br>・健康寿命延伸の啓発イベント開催のための事業 | 0 | 100 | △ 100 |
| | | | 1,800 | |

【協働センター等を核とした地域課題解決事業】
支所及び協働センターの職員が、地域団体と協働し、地域課題の解決に取り組むための経費

| | R8年度(見込)A | R7年度(当初)B | 増減 A-B |
|---|---|---|---|
| 協働センター等を核とした地域課題解決事業 | | 1,200 | |
| 合計 | | 14,791 | |

寺田委員提供資料

資料 B

令和７年度 第６回 浜松市中央区協議会西地域分科会
委員名 ;寺田佐千代

○その他の中村重男さんの提案について

(1) ノーマライゼーションについて

定義：障がいを持つ人々が特別扱いされることなく健常者と同じ普通の生活を送れるように、社会環境を整備することを目指す理念です。

焦点：主に障がい者や高齢者など、社会的に排除されやすい人々を対象としています。

目的：障がい者が一般社会で「普通の生活」を送れるように支援することに重点を置いています。

(2) ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

定義：人種・性別・貧困・障がいなどの背景に関わらず、すべての人が社会から孤立や排除されることなく地域社会の一員として尊重され、共に生きていくことを目指す理念です。（この考えは持続可能な開発目標SDGs が大切にしている「誰一人取り残さない」という理念そのものです。）

焦点：障がい者に限らず、経済的、社会的な要因で排除される可能性のある、すべての社会的マイノリティ（少数派）を包括的に支援します。

目的：誰もが社会の構成員として支え合い、包み込まれることを目指します。

関係性　ノーマライゼーションは、ソーシャルインクルージョンが目指す包括的な社会を実現するための重要な要素の一つとして捉えることができます。
ソーシャルインクルージョンは、ノーマライゼーションの考え方を含み、より広く多様な人々を対象とした概念です。

＊厚生労働省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書から

H12 年 12 月 8 日

ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）は、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。

概念：社会的に弱い立場にある人々も誰一人取り残さず、すべての人が地域社会に参加し共に生きていくという理念。

中村　重男さんの提案にソーシャルインクルージョンの目指す地域社会の理念の方が合っていると思いました。
そして、この地域分科会で話し合っている内容も目指す事と思います。

資料 C

【第６回浜松市中央区協議会西地域分科会】

# ＜参考資料＞ 広聴事業（市の取り組み）について

西行政センター

## １ 市長と話そう　【広聴広報課】

市長が市民の皆さまと率直な意見交換を行う。気軽に会話を交わし、情報交換することで、皆さまから見た市の課題や今後への期待を把握し、活力ある市政推進の参考とする。（R6 年度実績：５団体）

## ２ まちを元気に！出張市長室　【広聴広報課】

市民の市政への理解を深める機会とするとともに開かれた市政の推進を図るため、市長が区役所等において自治会の皆さま等と意見交換を行う。（R6 年度実績：52 団体 295 人※視察除く）

## ３ 浜松市政を語る会　【広聴広報課】

市政の取り組みについて報告会を開催し、市民の皆さまからのご意見、ご質問を受ける。（R6 年度実績：3 回 198 人）

## ４ 中学生未来 VOICE（R6 年度まで中学生未来議会）　【広聴広報課】

時代を担う市内中学校 2 年生に、市政への関心を深めてもらうとともに、若い世代の声や斬新なアイデアを今後の市政の参考とする。（R6 年度実績：市内中学校 56 校（国、県、私立中学校の計 8 校含む）の 2 年生代表 56 人）

## ５ 市長の「我がまち大好き」講演会　【広聴広報課】

市長が市内高等学校を訪問し、本市の伝統的な気質である「やらまいか精神」を始めとした「浜松の良さ」や「浜松の誇り」を直接高校生に伝える講演会を開催し、ご意見、ご質問を受ける。（R6 年度実績：3 校 2,275 人）

## ６ 大学生広聴事業　【広聴広報課】

市長が市内の大学を訪問し、大学生との意見交換を通じて若者の現状や考え方などを把握することで、今後の市政運営の参考とするとともに、大学生が市政への関心を深めてもらうきっかけとする。

## ※ その他　【広聴広報課】

「パブリック・コメント制度」や広く市民の皆さまから市政についてのご意見・ご提言などを伺う「市長へのご意見箱」がありますので、ご活用ください。

2025（令和７）年度

# まちを元気に！出張市長室
# （浜松市政を語る会）

最近の浜松市の取り組みについて
市長が報告をします。
この機会にまちづくりについて
考えてみませんか？

| | |
|---|---|
| 9月29日(月) | 天竜壬生ホール |
| 10月1日(水) | サーラ音楽ホール |
| 11月7日(金) | 総合産業展示館 北館 |

共通項目｜開催時間　19:00～20:00
定員　200名

- 各回30分前に開場します。
- 市内に在住または通勤・通学されている方が対象です。
- 申込は不要です。直接会場へお越しください。
- 駐車場には限りがあります。

浜松市
HAMAMATSU CITY

お問い合わせ
浜松市役所 市長公室 広聴広報課
Tel: 053-457-2023
Fax: 053-457-2028
koho2@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市中央区東地域俳句の里づくり事業

# 十湖賞

## 第18回 俳句大会

この瞬間、五・七・五にしてみよう

**応募期間**

令和7年 7.1(火)→9.30(火) 必着

**表彰式**

令和8年 2.11(水・祝) 浜松市総合産業展示館 北館4階1号ホール

**応募区分**

一般の部　高校生の部　中学生の部　小学生以下の部

**選者**（敬称略）

天野薫氏（「みづうみ」主宰）　村松二本氏（「椎」主宰）
高柳克弘氏（「鷹」編集長）　百合山真苗氏（「海坂」編集長）

**投句方法**

郵送／FAX
メール／Web
より投句いただけます

詳しくは裏面又は、QRコードをご確認ください

主催／浜松市中央区東地域俳句の里づくり事業実行委員会、浜松市
後援／静岡県教育委員会、浜松市教育委員会、中日新聞東海本社、静岡新聞社・静岡放送、FM Haro!、浜松ケーブルテレビ株式会社

# 第十八回 十湖賞 俳句大会

**俳人　松葉十湖**（まつしま　じっこ）

松葉十湖は、嘉永2年（1849年）遠江国豊田郡中泉地区（今の中央区豊田町）の生まれ。幼い頃から国学や雑俳の道を学ぶとともに、俳諧の道にも進みました。生涯で、生涯約7000に及ぶ多くの俳句を生み、全国に数千の門人を残し、大正時代には日本俳壇の雄として大いに名を馳せました。

松葉十湖肖像画
（浜松市文化・観光振興財団）

■句　　題　**句題はありません。**
**自由に俳句を詠んでください。**

自分で感じたこと、思ったことを、五・七・五のリズムにのせてのびのびと表現してください。

■応募方法　専用の投句用紙、または郵便ハガキ、封書、FAX、Eメール、市HPの投句フォーム、直接持参にて受付。
応募の際は、郵便番号・住所・電話番号・氏名・俳号（任意）・学校名・学年・応募区分を記入のこと。

※ご応募の際にいただきました個人情報は、入賞時の連絡等に使用します。また、入賞された方におかれましては、今後作成する配布物等において、作品とともに、お名前、住所の一部、学校名、学年を公表させていただきますので、あらかじめご了承下さい。

※俳号記載の場合、入選時の氏名の公表及び賞状表記は一律で俳号とします。

■応募作品数　**一人2句まで**　※未発表の作品に限ります。

■応募区分　● 一般の部　● 高校生の部　● 中学生の部　● 小学生以下の部

■投 句 料　**無料**

■応募締切　**令和7年9月30日（火）必着**

■賞

| | | |
|---|---|---|
| ● 十湖大賞 | （4部門の十湖賞受賞作品の中から選出） | 1句 |
| ● 十湖賞 | （各部門） | 1句 |
| ● 区長賞 | （一般の部） | 1句 |
| ● 県教育長賞 | （高校生の部） | 1句 |
| ● 市教育長賞 | （小・中学生の部） | 各1句 |
| ● 特選 | （各部門） | 2句 |
| ● 佳作 | （各部門） | 6句 |
| ● 奨励賞 | （各部門） | 20句程度 |

■応募・お問い合わせ先

〒435-8686　浜松市中央区流通元町20番3号
浜松市中央区東行政センター　地域振興担当
**第十八回「十湖賞」俳句大会係**
TEL 053-424-0115 / FAX 050-3737-5872
E-mail e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

キリトリ

→はがき表面に貼付けてお使いください。

〒435-8686
浜松市中央区流通元町20番3号
浜松市中央区東行政センター　地域振興担当
**第十八回「十湖賞」俳句大会係　行**

| | | | |
|---|---|---|---|
| ご住所 | 〒 | お名前 | ふりがな |
| | | 俳号 | ふりがな ※任意 |
| 電話番号 | ― ― | 学校名 | 学年 |
| 区分 | □一般の部　□高校生の部　□中学生の部　□小学生以下の部 ※し点を付けて下さい | | |

よろしければアンケートにご協力ください。
●ご年齢をお教えください。
10歳未満　10代　20代　30代　40代　50代　60代　70代　80代以上
●どこでこの大会を知りましたか？　チラシ・市役所HP・雑誌広告［誌名：　］　その他（内容をお教えください）［　］

キリトリ

→投句用紙（ハガキ裏面に貼付けてお使い下さい。）

句題はありません。自由に俳句を詠んでください。
※文字はマスをつめて楷書で鮮明に書き、難解な文字には「ふりがな」を付けて下さい。

一句目（ふりがなもご記入ください）

一句目（ふりがなもご記入ください）

一人二句まで投句できます。※未発表の作品に限ります。

浜松市中央区地域力向上事業（南地域）

# 中田島 オータムフェスタ 2025

入場無料

同日開催
浜松まつり会館
オータムフェスタ
&
PLAY GROUND FES

天竜川・浜名湖地域12市町村合併20周年記念

## 10月4日（土） 10:00～15:00

雨天時中止

場所 遠州灘海浜公園 風車公園・浜松まつり会館周辺
浜松市中央区中田島町1674

応急救護体験
消防車・救急車両展示

起震車体験

AR浸水体験

ロープワーク体験

出世大名家康くん
ふわふわ遊具

フードゾーン

ノルディック・ウォーク

ステージイベント

交通安全啓発コーナー

浜松山里いきいき
応援隊物産展

イベントHPはこちら

【お問合せ先】
浜松市南行政センター
（地域振興）
https://nakatajima.com
☎053-425-1120

※イベント内容は、天候等により変更・中止される場合があります。事前にイベントホームページにてご確認の上、ご来場ください。

# 中田島オータムフェスタ2025

## ステージイベント

気持ちいい秋の一日、音楽やダンスといった様々なパフォーマンスにたくさん触れて、みんなで大いに盛り上がろう！

| 出演団体名 | ステージ演目 |
|---|---|
| TAKEバトンスタジオ | バトン |
| 江南吹奏楽クラブ | 吹奏楽 |
| 三絃楽友会 | 津軽三味線 |
| プアケニケニ | フラダンス |
| 可美和太鼓同好会 | 和太鼓 |
| 江之島高校合唱部 | 合唱 |

※プログラムの内容は変わる場合があります。

## 防災体験

### AR浸水体験

AR（拡張現実）を利用した体験型防災プログラム

近年多発する地震や気象災害により多くの人の防災意識がさらに高まっています。このコーナーは、タブレットやゴーグルを使用して目の前にある現実世界と浸水状況のシミュレーションCGを融合させることで災害状況を可視化して、より強く"リアル"を感じることによって一人一人の防災意識を高めることが出来る体験コーナーです。

### ロープワーク体験

被災時に役に立つ、ほどけないロープの結び方をワークショップ形式で体験出来ます。

### 起震車体験

最大震度7の地震の揺れを起震車で疑似体験。疑似体験を通じて地震の怖さの理解を深めます。

## 交通安全啓発コーナー

～交通事故にあわない、おこさせないために～

交通安全に必要な「俊敏性」「認知・判断・行動」機能をゲーム感覚で測定できる「クイックアーム」体験やタブレットをタッチし親子で楽しみながら交通安全クイズを学べる「クイックフィンガー」体験ができます。また、パトカーや白バイの車両展示もあります。

## 応急救護体験

いざというときに役立つAEDの使い方や応急救護の方法を現役の救急隊員から学ぶことができます。救急車、消防車の車両展示もあります。

### 浜松市天文台 12:00~15:00

移動天文車「きらきら号」による太陽観察体験

## ノルディックウォークイベント 10:00~13:00

事前申込必要

| | |
|---|---|
| 参加費 | 無料 |
| 定員 | 20名 ※定員に達した場合、募集を締め切りとさせていただきます。 |
| 参加資格 | 小学生以上（未成年の方は親の承諾もしくは同伴が必要です。） |
| お申込方法 | 中田島オータムフェスタ2025のイベントHP又はFAXでお申込ください。<br>FAXでお申込いただく場合、「ノルディック・ウォーク参加希望」と、1.『氏名』2.『年齢』3.『ご連絡先』を明記のうえ下記までご送信ください。 |

【ノルディック・ウォークイベントのお問合せ・FAX申込】
電話 053-462-0682（レンダー商会内） FAX 053-461-5062

## 浜松山里いきいき応援隊物産展

天竜区の食材を盛り込んだ『天竜焼き』の調理・販売をおこないます。